

提出書類一覧表【市内建設工事】

※ 各証明書類の発行日は、申請書提出日から起算して3ヶ月以内のものに限ります。

※ **押印は、印刷、カラーコピー等不可。**

※ 「写し」のものについては、複写機等により複写したもので、ほぼ原寸大の鮮明なものに限ります。

※ 納税等の証明については、領収証書等の写し不可です。指定証明書を添付してください。

○ = 全業者 提出必要
△ = 該当する場合は提出必要

書類番号	提出書類	法人	個人	備考	発行場所
1	提出書類チェックリスト	○	○	提出する書類の先頭に添付し、書類番号順に並べ、クリップ留めで提出してください。(ホッチキス留め不可。ファイル不要。)	
2	平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請書(市内業者用) (指定様式:様式 市内建設工事1-1~3)	○	○		
3	印鑑証明書の写し	○	○	法人:法務局が証明するもの 個人:代表者分 住所地の市町村長が証明するもの	法人-法務局 個人-住所地の市町村役場
4	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し(法人)	○			法務局
5	代表者の身分証明書の写し(個人)		○	※ 本人確認の身分証明書「免許証・保険証等」ではない。	本籍地の市町村役場 ※本人以外が申請する場合は、申請時に承諾書が必要です。
6	委任状(原本)	△	△	支店・営業所等へ契約委任する場合に提出 当該営業所等が建設業法でいう「専任の技術者を置く営業所」であること	
7	誓約書(指定様式)	○	○		
8	新居浜市税納税証明書の写し ※ 納期到来分までの納税証明書 (法人)・法人市民税・固定資産税・軽自動車税 ・代表者名義の市県民税・固定資産税・軽自動車税 (個人)・市県民税・固定資産税・軽自動車税 ※ 非課税の場合は、非課税証明書を添付のこと。 ※ 免税により納税義務が発生していない場合は、「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書を必ず提出すること。 ※ 法人新設1年未満の事業者については、新居浜市(市民税課)の受付印が押印されている「法人設立(設置・変更・解散等)届」の写しを提出すること。	会社名義 ○ 代表者名義 △	代表者名義 ○	法人 ① 会社名義の新居浜市納税証明書 ② 代表者の新居浜市納税証明書 個人 ① 代表者名義の新居浜市納税証明書 代表者名義分:代表者が新居浜市内に住所を有する場合 ※法人については、役員全員分の納税証明書は必要ありません。 会社名義と代表者個人名義(該当する場合)を添付してください。	新居浜市役所 ※ 代理の方が取得する場合は申請時に委任状等が必要です。詳しくは収税課まで。(下記に連絡先記載) ※ 「現在滞納がない」ことの証明についても、収税課までお尋ねください。
9	国税納税証明書の写し(未納がないことの証明) (法人) その3の3 (法人税・消費税及び地方消費税) (個人) その3の2 (申告所得税・消費税及び地方消費税) ※ 免税・新設事業者にかかわらず必ず提出すること。	○	○	※ 免税・新設により納税義務がない場合も発行されます。 国税庁ホームページから交付請求書・委任状等ダウンロードできます。 http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm	納税地を所轄する税務署
10	消費税及び地方消費税の課税又は免税事業者届出書(指定様式)	○	○		
11	建設業許可通知書の写し又は証明書の写し	○	○	申請書「4 許可年月日」欄添付書類 最新のを添付	
12	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	○	○	申請日前1年7ヶ月以内の決算日を審査基準日として受審したもの 最新のを添付	国土交通大臣又は都道府県知事から送付

書類 番号	提出書類	法人	個人	備 考	発行場所
13	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類	△	△	申請書「11 労働福祉の状況」欄添付書類 ・経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書において、該当箇所が「無」になっており、申請時に加入している場合は、下記の書類を添付。 (1)雇用保険の加入に関する書類 ア 雇用保険料納入証明書の写し イ 直近の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書の写し ウ 雇用保険適用事業所設置届の事業主控えの写し ※労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保険料納入通知書の写しを添付。 (2)健康保険及び厚生年金保険の加入に関する保険 ア 社会保険料納入証明書の写し イ 保険料納付領収証書(直前3か月以内のもの)の写し ウ 健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控えの写し ※健康保険組合に加入している場合は、加入証明書又は健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を添付。	
14	退職金共済制度加入証明書の写し	△	△	申請書「11 労働福祉の状況」欄添付書類	
15	建設業労働災害防止協会愛媛支部が発行する証明書の写し	△	△	申請書「17 建設業労働災害防止協会への加入状況」欄添付書類	
16	固定(減価償却)資産台帳の写し及び保有状況を証明する書類の写し	△	△	申請書「19 建設機械の保有状況」欄添付書類	
17	専任技術者証明書(建設業許可申請書様式第八号)の写し等	○	○	申請書「21 技術者及び現場代理人の略歴」(営業所専任技術者の工事種別等)欄添付書類 最新の専任技術者証明書の写し(建設業許可申請書類様式第8号)又は専任技術者の一覧等	
18	技術職員の資格者証の写し(※1)(又は実務経験証明書(※2))及び健康保険被保険者証の写し(※3) 現場代理人配置予定者の健康保険被保険者証の写し(※3) 水道局発注工事 配管関連の講習受講証等の写し(※4)及び健康保険被保険者証の写し(※3) ○上記※1、※3、※4は、H29・30年度入札参加資格審査申請時に提出済で、内容等に変更がない者については提出不要	△	△	申請書「21 技術者及び現場代理人の略歴」(法令による免許等の名称・監理技術者資格者証番号)欄添付書類 ※水道局発注工事において配管関連の資格要件とする場合がある、日本水道協会による「配水管技能者登録証」、日本ダクタイル鉄管協会による「JDPA 継手接合研修会受講証」、配水用ポリエチレンパイプシステム協会による「水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証(配水管に限る)」を取得している者について、その写し及び健康保険被保険者証の写しも添付。	
19	全国土木施工管理技士会連合会が発行するCPDS学習履歴証明書の写し	△	△	申請書「21 技術者及び現場代理人の略歴」(CPDS取得単位数)欄添付書類	
20	愛媛県建築士会が発行する建築士会継続能力開発(CPD)実績証明書の写し	△	△	申請書「21 技術者及び現場代理人の略歴」(建築CPD取得単位数)欄添付書類	
21	申請書受領確認用はがき ※返送先の宛名を記入すること。	△	△	郵送又は信書便による提出で、受領確認が必要な場合のみ。	

① 身分証明書を新居浜市役所で取得する場合は、新居浜市役所本庁1階北側 市民課3番窓口・上部支所・川東支所・別子山支所 で請求してください。

本人以外が申請する場合は承諾書が必要です。承諾書は市民課のホームページからダウンロードできます。

② 新居浜市税納税証明書は、上記①下線部の窓口又は新居浜市役所本庁2階北側 税務総合窓口でも請求できます。ただし、「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書は税務総合窓口のみで発行します。

③ 各証明書を取得する場合は、認印・本人確認書類・印鑑登録証をご持参ください。また代理申請の場合、委任状等が必要です。詳しくは各発行場所までお尋ねください。

④ 各発行場所の連絡先

・新居浜市役所市民課 TEL 0897-65-1232
・新居浜市役所収税課 TEL 0897-65-1226
・新居浜税務署 TEL 0897-33-4145 (自動音声)

・松山地方税務局西条支局 TEL 0897-56-0188